

(参考資料)

情 報 公 開 法 の 概 要

1 情報公開法における行政文書の範囲

法第2条（定義）

（略）

2 この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- 一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- 二 政令で定める公文書館その他の機関において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

（1）開示の対象となる行政文書

- 行政文書には、原則、作成又は取得の時期にかかわらず、医薬局において業務上組織的に用いるものとして保有されているものであれば、法第2条第2項第1号又は第2号により除かれるもの以外の全てが含まれる。
- 公表資料等の情報提供を行っているものについては、その内容、期間、方法等が行政機関の裁量にゆだねられており、例えば、特定の期間や地域に限って提供されるものがあることから、「官報、白書、新聞、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」に該当せず、開示請求の対象となる。

（2）「組織的に用いる」ものか否かの判断基準

- 以下の状況等を総合的に考慮して、実質的に判断する。
 - ①文書の作成又は取得の状況
 - ・ 職員個人の便宜のためにのみ作成又は取得するものであるか否か
 - ・ 直接的又は間接的に当該行政機関の長等の管理監督者の指示等の関与があったものであるか否か

②当該文書の利用の状況

- ・業務上必要として他の職員又は部外に配布されたものであるか否か
- ・他の職員がその職務上利用しているものであるか否か

③保存又は廃棄の状況

- ・専ら当該職員の判断で処理できる性質の文書であるか否か
- ・組織として管理している職員共用の保存場所で保存されているものであるか否か

○ なお、どの段階から組織として共用文書たる実質を備えた状態になるかについては、当該組織における文書の利用又は保存の実態により判断されることとなる（以下、例示）。

- ・ 決裁を要するものについては、起案文書が作成され、稟議に付された時点
- ・ 会議に提出した時点
- ・ 申請書等が行政機関の事務所に到達した時点
- ・ 組織として管理している職員共用の保存場所に保存した時点

（３）行政文書に該当しないものの例

- ・ 職員が単独で作成し、又は取得した文書であって、専ら自己の職務の遂行の便宜のためにのみ利用し、組織としての利用を予定していないもの
（例）自己研鑽のための研究資料、備忘録
- ・ 職員が自己の職務の遂行の便宜のために利用する正式文書と重複する当該文書の写し
- ・ 職員の個人的な検討段階に留まるもの
（例）決裁文書の起案前の職員の検討段階の文書
（担当職員が原案の検討過程で作成する文書であっても、組織において業務上必要なものとして保存されているものは除く。）
- ・ 一時的に借用しているもの
- ・ 一時的に預かっているもの

（４）「文書、図画及び電磁的記録」の主な例

- ・ 紙の文書
- ・ 図画
- ・ 写真
- ・ マイクロフィルム
- ・ 電子情報の記録

- ・ 録音テープ、ビデオテープ等の内容の確認に再生用の専門機器を用いる必要のある記録

2 情報公開法における行政文書の取扱い

- 開示請求があった場合の行政文書の取扱いは、以下のとおり類型化される（図を参照）。
 - ・ 開示請求に係る行政文書が存在するか否か
 - ・ 開示請求に係る行政文書の存否を明らかにしてよいか否か
- 情報公開法は、国民主権の理念に則り、政府の諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とするものであることから、行政情報は原則開示との考え方に立っている。
- しかしながら一方で、個人、法人等の権利利益や、国の安全、公共の利益等も適切に保護する必要があり、開示することの利益と開示しないことの利益とを適切に比較衡量する必要がある。
- このため、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報としてできる限り明確かつ合理的に定め、この不開示情報が記録されていない限り、開示請求に係る行政文書を開示しなければならないこととしている。

(1) 開示請求に係る行政文書が存在する場合

- 開示請求に係る行政文書が存在する場合、以下の要件に該当するか否かで開示・不開示が決定される。
 - ・ 当該行政文書に不開示情報が含まれているか否か（法第5条）
 - ・ 不開示情報を例外的に開示する必要があるか否か（法第5条例外規定）
 - ・ 公益上、不開示情報を開示する必要があるか否か（法第7条）

(a) 行政文書に不開示情報が含まれていない場合

法第5条（行政文書の開示義務）

行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下、「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

（各号後述）

- 行政文書に不開示情報が含まれていない場合、当該行政文書全部を開示しなければならない。
- 不開示情報の類型等については、後述する「3 情報公開法第5条に規定する不開示情報の類型と解釈」を参照。

(b) 行政文書に不開示情報が含まれている場合

法第6条（部分開示）

1 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る行政文書に前条第一号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

- 行政文書に不開示情報が含まれている場合、原則、不開示情報をマスキング等により除くことにより、残りの部分を開示しなければならない。
- ただし、開示にあたっては、当該不開示情報の一部又は全部を例外的に開示する必要があるか否かを判断することになる。

法第5条（行政文書の開示義務）

行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下、「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一 （略）ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

二 （略）ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

（略）

- 法第5条各号の不開示情報該当性の判断にあたっては、以下のように、当該規定により保護する利益と当該情報を公にすることの公益上の必要性との比較衡量が行われる場合がある。

（法第5条各号における比較衡量について）

- ・ 個人を識別できる情報や法人の正当な利益等を害するおそれがある情報であっても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる等、例外的に開示する必要がある場合には、開示しなければならない。
- ・ 以上のほか、審議、検討等情報については、例えば、公にすると、率直な意見交換を損なうおそれがあるとしても、「不当に」損なうものでなければ開示することとなり、また、事務又は事業に関する情報についても、公にすると、その遂行に支障を及ぼすおそれがあっても「適正な」遂行への支障がなければ開示することとなる。

①不開示情報を例外的に開示する必要がない場合
（通常の開示情報を除いた部分開示の場合）

- 行政文書に不開示情報が含まれており、かつ当該不開示情報の一部又は全部を例外的に開示する必要がない場合、原則、不開示情報をマスキング等により除くことによ

り、部分開示しなければならない。

- ・ 部分的に除く範囲は、一般的には、文、段落等、表であれば個々の欄等を単位として判断することをもって足りる。
 - ・ 個人を識別させる要素を除去することにより誰の情報であるかが判らなくなれば、残りの部分については、通常、個人情報としての保護の必要性は乏しくなるが、個人識別性のある部分を除いても、開示することが不相当であると認められるものもある。このため、個人を識別させる部分を除いた部分について、公にしても、個人の権利利益を害するおそれがないもの限り、部分開示の規定を適用することとしている。
 - ・ 不開示情報が記録されている部分を除いた残りの部分に記載されている情報の内容が、無意味な文字、数字等の羅列となる場合等、客観的にみて有意な情報が記録されていないと認められる場合にあっては、部分開示する必要はなく、全部不開示として取扱う。
- この場合にあっては、法第7条の規定に基づき、公益上の理由により不開示情報を開示するか否かによって取扱いがさらに分かれる。

法第7条（公益上の理由による裁量的開示）

行政機関の長は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認められるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

- 「公益上特に必要があると認められるとき」とは、法第5条各号の不開示情報の規定に該当する情報であるが、行政機関の長の高度の行政的な判断により、公にすることに、当該保護すべき利益を上回る公益上の必要性があると認められた場合を意味する。
- 法第7条では、法第5条の規定を適用した場合に不開示となる場合であっても、なお公にすることに公益上の必要性があると認められる場合には、開示することができるものとするものである。

(ア) 公益上開示する必要がない場合

- 開示請求の対象となる行政文書に含まれる不開示情報について、行政機関の長が特

に公益上の理由により当該不開示情報を公にする必要がないと認めた場合、不開示情報をマスキング等により除くことにより、部分開示とする。

(イ) 公益上開示する必要がある場合

- 開示請求の対象となる行政文書に含まれる不開示情報について、行政機関の長が特に公益上の理由により当該不開示情報を公にする必要があると認めた場合、不開示情報の一部又は全部を開示する。

②不開示情報を例外的に開示する必要がある場合

- 行政文書に不開示情報が含まれているが、当該不開示情報の一部又は全部を例外的に開示する必要がある場合、開示する必要がある不開示情報を開示したうえで、開示する必要がない不開示情報をマスキング等により除くことにより、部分開示しなければならない。
開示する必要がない不開示情報が全く存在しない場合は、全部開示となる。
- この場合にあっても、法第7条の規定の適用を検討するケースもあり得る。

(参考) 第三者に対する意見書提出の機会の付与

法第13条（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

（略）

2 行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

一 第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第5条第1号ロ又は同条第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

二 第三者に関する情報が記録されている行政文書を第7条の規定により開示しようとするとき。

（略）

- 不開示情報を例外的に開示する必要がある場合や公益上の理由により裁量的に開示する場合、開示決定する前に、当該不開示情報に係る第三者に対して意見書を提出する機会を与えなければならない。

(2) 行政文書が存在しない場合

法第9条（開示請求に対する措置）

（略）

- 2 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 開示請求に係る行政文書が存在しない場合、当該開示請求への対応は不可能であることから、当該開示請求に対して不開示の決定をすることとなる。

(3) 行政文書の存否を明らかにしない場合

法第8条（行政文書の存否に関する情報）

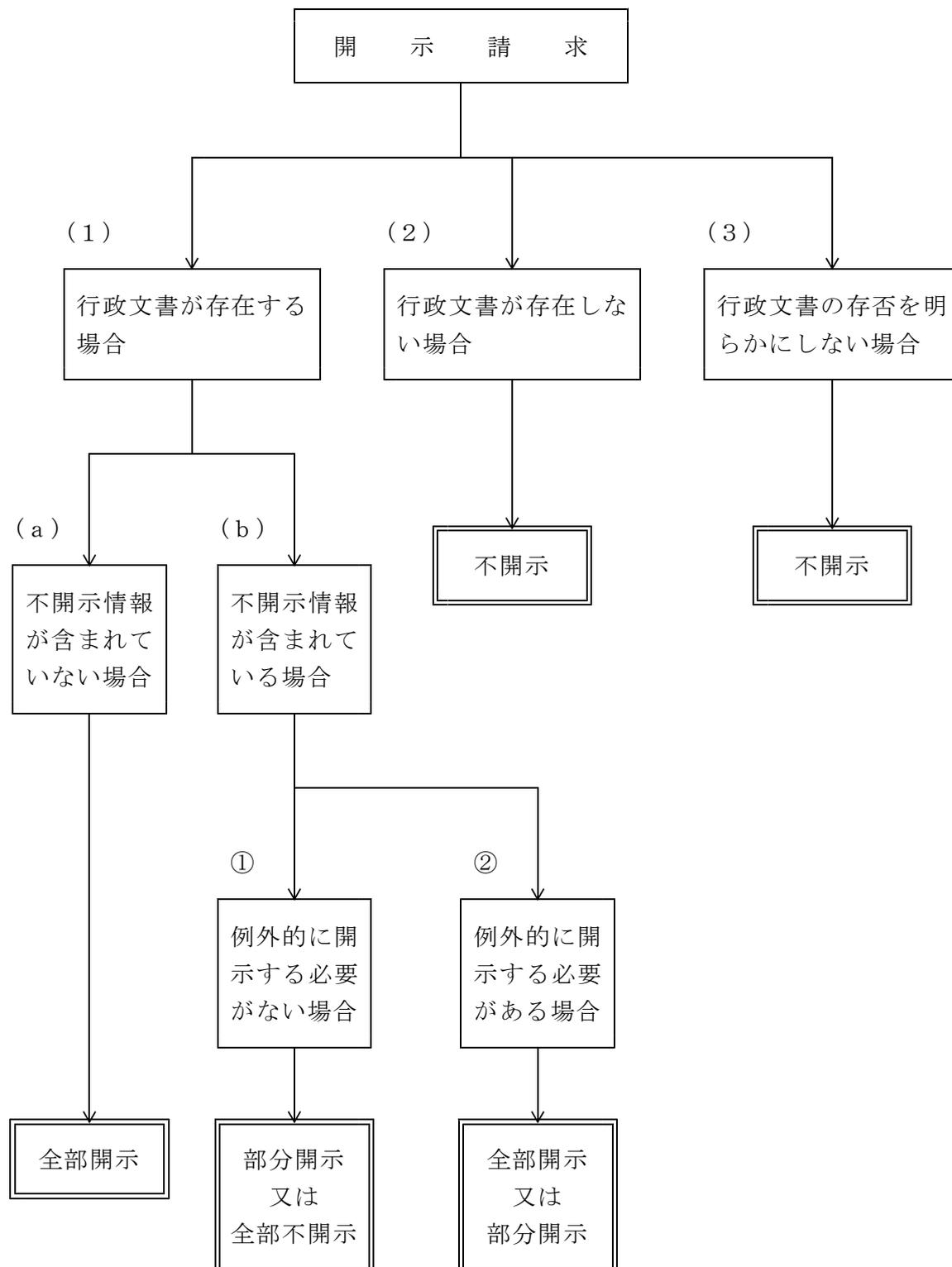
開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

- 法第8条の規定により、開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで不開示情報を開示することとなる場合、当該開示請求は拒否することとなる。
- この場合、当該開示請求に対して、不開示の決定をすることとなる。
- 「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」には、以下のようなものが考えられる。
 - ・ 特定の個人の病歴に関する情報（法第5条第1号）
 - ・ 先端技術に関する特定企業の設備投資計画に関する情報（同第2号）
 - ・ 情報交換の存在を明らかにしない約束で他国等との間で交換された情報（同第3号）
 - ・ 犯罪の内偵捜査に関する情報（同第4号）
 - ・ 買い占めを招くなど国民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある特定の物資に関する政策決定の検討状況の情報（同第5号）
 - ・ 特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する情報（同第6号）

(参考) 開示請求に係る行政文書のすべてを開示しない場合の具体例

- ・ 開示請求に係る行政文書の全部に不開示情報が記録されているため、すべて不開示とする場合（不開示情報が記録されている部分を、それ以外の部分と容易に区分して除くことができない場合を含む。）
- ・ 法第8条の規定により開示請求を拒否する場合
- ・ 開示請求に係る行政文書を当該行政機関が保有していない場合又は開示請求の対象が法第2条第2項に規定する行政文書に該当しないとき
- ・ 開示請求の対象が、他の法律における情報公開法の適用除外規定により、情報公開法による開示請求の対象外のものであるとき
- ・ 請求手数料が納付されていない場合、行政文書の特定が不十分である場合等、開示請求に形式的な不備があるとき
- ・ 権利濫用に関する一般法理が適用されるとき

(図) 開示請求に対する行政文書の取扱い



(注) 本図においては、法第7条に基づく裁量的開示は省略。

3 情報公開法第5条に規定する不開示情報の類型と解釈

(1) 不開示情報の類型

- 法第5条の規定により、原則、以下に該当する情報を不開示情報として開示文書から除くことができる。

a 個人に関する情報

- ①氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別することができるもの
- ②(識別はできないが)公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの

b 法人等に関する情報

- ①当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- ②行政機関の要請に基づき公にしないとの条件で任意に提供されたもの(条件の合理性が必要)

c 国の安全等に関する情報

- ①国の安全又は他国等との信頼関係が損なわれるおそれがあるもの
- ②他国等との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

d 公共の安全等に関する情報

犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行にかかるもの等

e 審議、検討等情報

- ①率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの
- ②不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの
- ③特定の者に不当に利益・不利益をもたらすおそれがあるもの

f 事務又は事業に関する情報

(例示)

- ① [監査、検査、取締り、試験]
 - (a) 正確な事実の把握を困難にするおそれがあるもの
 - (b) 違法行為や不当な行為を容易にするおそれがあるもの

(c) 違法行為や不当な行為の発見を困難にするおそれがあるもの

② [契約、交渉、争訟]

国等の財産上の利益や当事者としての地位を不当に害するおそれがあるもの

③ [調査研究]

公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるもの

④ [人事管理]

公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるもの

⑤ [国営企業]

企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるもの

○ ただし、個人に関する情報や法人等に関する情報であっても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる等、例外的に開示する必要がある場合には、開示しなければならない。

○ 以上のほか、審議、検討等情報については、例えば、公にすると、率直な意見交換を損なうおそれがあるとしても、「不当に」損なうものでなければ開示することとなり、また、事務又は事業に関する情報についても、公にすると、その遂行に支障を及ぼすおそれがあっても「適正な」遂行への支障がなければ開示することとなる。

(2) 不開示情報の解釈

(a) 個人に関する情報

法第5条

一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、又は公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(「個人に関する情報」とは)

- 「個人に関する情報」とは、個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報が含まれるものであり、個人に関連する情報全般を意味する。

したがって、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。

(「個人」の範囲)

- 「個人」には、生存する個人のほか、死亡した個人も含まれる。

(「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」とは)

- 「特定の個人を識別することができるもの」の範囲は、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名その他の記述の部分だけでなく、氏名その他の記述等により識別される特定の個人情報全体である。

- 「その他の記述等」としては、例えば、住所、電話番号、役職名、個人別に付され

た記号、番号（例：振込口座番号、試験の受験番号、保険証の記号番号等）等が挙げられる。

氏名以外の記述等単独では、必ずしも特定の個人を識別することができない場合もあるが、当該情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わせられることにより、特定の個人を識別することができることとなる場合が多いと考えられる。

（「(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」について）

○ 照合の対象となる「他の情報」としては、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれる。

また、何人も開示請求できることから、仮に当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれると解する。

他方、特別な調査をすれば入手し得るかも知れないような情報については、一般的には、「他の情報」に含めて考える必要はないものと考えられる。

○ 識別可能性の判断に当たっては、厳密には特定の個々人を識別することができる情報ではないが、特定の集団に属する者に関する情報を開示すると、当該集団に属する個々人に不利益を及ぼすおそれがある場合があり得る。

このように、当該情報の性質、集団の性格、規模等により、個人の権利利益の十全な保護を図る観点から、個人識別性を認めるべき場合があり得る。

（本人からの開示請求について）

○ 法の開示請求権制度は、何人に対しても、請求の目的の如何を問わず請求を認めていることから、本人から、本人に関する情報の開示請求があった場合にも、開示請求者が誰であるかは考慮されない。したがって、特定の個人が識別される情報であれば、法第5条第1号のイからハ又は公益用の理由による裁量的開示（法第7条）に該当しない限り、不開示となる。

(b) 法人等に関する情報

法第5条

二 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(「法人その他の団体（国又は地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）」とは)

- 株式会社等の商法上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、独立行政法人、特殊法人及び認可法人、政治団体、外国法人や法人ではないが権利能力なき社団等も含まれる。

(「権利、競争上の地位その他正当な利益」について)

- 「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切を指す。
- 「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指す。
- 「その他正当な利益」とは、ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含むものである。

(「害するおそれ」があるかどうかの判断について)

- 「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあつて、その権利利益にも様々なものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の憲法上の権利（信教の自由、学問の自由等）の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある。
なお、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

(「行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたもの」とは)

- 行政機関の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供された情報は含まれない。
ただし、行政機関の要請を受けずに法人等又は事業を営む個人から提供申出があった情報であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から非公開の条件が提示され、行政機関が合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合には、含まれ得ると解する。
- 「要請」には、法令に基づく報告又は提出の命令は含まれないが、行政機関の長が報告徴収権限を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれる。
- 「公にしない」とは、法に基づく開示請求に対して開示しないことはもちろんであるが、第三者に対して当該情報を提供しない意味である。
また、特定の行政目的以外の目的には使用しないとの条件で情報の提供を受ける場合も通常含まれる。
- 「条件」については、行政機関の側から公にしないとの条件で情報を提供してほしいと申し入れる場合も、法人等又は事業を営む個人の側から行政機関の要請があったので情報は提供するが公にしないでほしいと申し出る場合も含まれるが、いずれにしても双方の合意により成立するものである。
また、条件を設ける方法については、黙示的なものを排除する趣旨ではない。

(c) 国の安全等に関する情報

法第5条

三 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

(「国の安全が害されるおそれ」について)

- 「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。

具体的には、直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和を守られていること、国民の生命が国外からの脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていることなどが考えられる。

- 「国の安全が害されるおそれ」とは、これらの国の重大な利益に対する侵害のおそれ（当該重大な利益を維持するための手段の有効性を阻害され、国の安全が害されるおそれがあると考えられる場合を含む。）をいう。

(「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」とは)

- 「他国若しくは国際機関」（わが国が承認していない地域、政府機関その他これに準ずるもの（各国の中央銀行等）、外国の地方政府又は国際会議その他国際協調の枠組みに係る組織（アジア太平洋経済協力、国際刑事警察機構等の事務局等を含む。以下「他国等という。」との間で、相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすようなおそれをいう。

例えば、公にすることにより、他国等との取決め又は国際慣行に反することになる、他国等の意思に一方的に反することとなる、他国等に不当に不利益を与えることとなるなど、わが国との関係に悪影響を及ぼすおそれがある情報が該当すると考えられる。

(d) 公共の安全等に関する情報

法第5条

四 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

(「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持」について)

- 「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。
なお、国民の防犯意識の啓発、防犯資機材の普及等、一般に公にしても犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがない防犯活動に関する情報については、本号に該当しない。
- 「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、若しくは終息させることをいう。
- 「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。犯罪捜査の権限を有する者は、刑事訴訟法によれば、検察官、検察事務官及び司法警察職員（司法警察員（官）及び司法巡査をいう。）であり、司法警察職員には、一般司法警察職員と特別司法警察職員とがある。
- 「公訴の維持」とは、検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示をすることを内容とする訴訟行為を公訴の提起というが、この提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証、公判準備などの活動を指す。
- 「刑の執行」とは、犯罪に対して科される制裁を刑といい、刑法第2章に規定された死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。
保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行についても、刑の執行に密接に関連するものであることから、公にすることにより保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、本号に該当する。
- 公にすることにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の

建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も、本号に含まれる。

- 風俗営業等の許可、伝染病予防、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等の、一般に公にしても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政警察活動に関する情報については、本号ではなく、第6号の事務又は事業に関する不開示情報の規定により開示・不開示が判断されることになる。

(e) 審議、検討等情報

法第5条

五 国の機関及び地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当な利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- 開示請求の対象となる行政文書は、決裁、供覧等の手続を終了したものに限られないことから、国の機関及び地方公共団体の内部又は相互間における意思決定前の審議、検討又は協議の段階において作成又は取得された文書であっても、組織的に用いるものとして現に保有していれば、対象文書となる。
- このように、開示請求の対象となる行政文書の中には、行政機関等としての最終的な決定前の事項に関する情報が少なからず含まれることになるため、これらの情報を開示することによってその意思決定が損なわれないようにする必要がある。
しかしながら、事項的に意思決定前の情報をすべて不開示とすることは、政府がその諸活動を説明する責務を全うするという観点からは、適当ではない。そこで、個別具体的に、開示することによって行政機関の適正な意思決定に支障を及ぼすおそれの有無及び程度を考慮し、不開示とされる情報の範囲を画したものである。

(「審議、検討又は協議に関する情報」とは)

- 国の機関又は地方公共団体の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程においては、例えば、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は行政機関が開催する有識者、関係法人等を交えた研究会等における審議や検討など、様々な審議、検討及び協議が行われており、これら各段階において行われる審議、検討又は協議に関連して作成され、又は取得された情報をいう。

(「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは)

- 公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したもので、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。
- 例えば、審議、検討等の場における発言内容が公となると、発言者やその家族に対

して危害が及ぶおそれがある場合には、第4号等の他の不開示情報に該当する可能性もあるが、「率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ」が生じたり、また、行政機関内部の政策の検討がまだ十分でない情報が公になり、外部からの圧力により当該政策に不当な影響を受けるおそれがあり、「意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」が生じたりすることのないようにする趣旨である。

（「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」とは）

- 未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報等を公にすることにより、国民の誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいう。
適正な意思決定を行うことそのものを保護するのではなく、情報が公にされることによる国民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。
- 例えば、特定の物資が将来不足することが見込まれることから、政府として取引の規制が検討されている段階で、その検討情報を公にすれば、買い占め、売り惜しみ等が起こるおそれがある場合に、「国民の間に不当な混乱」を生じさせたりすることのないようにする趣旨である。

（「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」とは）

- 尚早な時期に情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、投機を助長するなどして、特定の者に不当な利益を与え又は不利益を及ぼす場合を想定したもので、「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」と同様に、事務及び事業の公正な遂行を図るとともに、国民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。
- 例えば、施設等の建設計画の検討状況に関する情報が開示されたために、土地の買い占めが行われて土地が高騰し、開示を受けた者等が不当な利益を得たり、違法行為の事実関係についての調査中の情報が開示されたために、結果的に違法・不当な行為を行っていない者が不利益を被ったりしないようにする趣旨である。

（意思決定後の取扱い等）

- 審議、検討等に関する情報については、行政機関としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、当該意思決定が政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等審議、検討等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討が行われるものであることに注意が必要である。
また、当該審議、検討等に関する情報が公になると、審議、検討等が終了し意思決

定が行われた後であっても、国民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合等があれば、本号に該当し得る。

- なお、審議、検討等に関する情報の中に、調査データ等で特定の事実を記録した情報があった場合、例えば、当該情報が専門的な検討を経た調査データ等の客観的、科学的事実やこれに基づく分析等を記録したものであれば、一般的に本号に該当する可能性が低いものと考えられる。

(f) 事務又は事業に関する情報

法第5条

六 国の機関又は地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ 国又は地方公共団体が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(監査、検査、取締り又は試験に係る事務)

- 「監査」とは、主として監察的見地から、事務又は事業の執行又は財産の状況の正否を調べることをいう。
- 「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。
- 「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止、又は制限について適法、適正な状態で確保することをいう。
- 「試験」とは、人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。

(「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」について)

- 監査等は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価、判断を加えて、一定の決定を伴うことがある事務である。
これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報や、試験問題等のように事前に公にすれば、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示とするも

のである。

- また、事後であっても、例えば、違反事例等の詳細についてこれを公にすると他の行政客体に法規制を免れる方法を示唆するようなものは該当し得ると考えられる。

(契約、交渉又は争訟に係る事務)

- 「契約」とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。
- 「交渉」とは、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいう。
- 「争訟」とは、訴えを起こして争うことをいう。訴訟、行政不服審査法に基づく不服申立てその他の法令に基づく不服申立てがある。

(「国又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」について)

- 国又は地方公共団体が一方の当事者となる契約等においては、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要がある、当事者としての利益を保護する必要がある。
これらの契約等に関する情報の中には、例えば、入札予定価格等を公にすることにより公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれたり、交渉や争訟等の対処方針等を公にすることにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示とするものである。

(「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」について)

- 国の機関又は地方公共団体が行う調査研究(ある事柄を調べ、真理を探求すること)の成果については、社会、国民等にあまねく還元することが原則であるが、成果を上げるためには、従事する職員が、その発想、創意工夫等を最大限に発揮できるようにすることも重要である。
- 調査研究に係る事務に関する情報の中には、例えば、①知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に公にすることにより成果を適正に広く国民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがあるもの、②試行錯誤の段階のものについて、公にすることにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害する

おそれがある場合があり、このような情報を不開示とするものである。

（「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」について）

- 国の機関又は地方公共団体が行う人事管理（職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分や能力等の管理に関する事）に係る事務については、当該機関の組織としての維持の観点から行われる一定の範囲で当該組織の独自性を有するものである。
- 人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評価や、人事異動、昇格等の人事構想等を公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報を不開示とするものである。

（「国又は地方公共団体が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」について）

- 国又は地方公共団体が経営する企業（国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律第2条第1号の国営企業及び地方公営企業法第2条の適用を受ける企業をいう。）に係る事業については、企業経営という事業の性質上、第2号の法人等に関する情報と同様な考え方で、その正当な利益を保護する必要があり、これを害するおそれがあるものを不開示とするものである。
- ただし、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要があり、その開示の範囲は第2号の法人等とでは当然異なり、国又は地方公共団体が経営する企業に係る事業に関する情報の不開示の範囲は、より狭いものとなる場合があり得る。